平成２６年（フ）第２３５１号
大阪府池田市畑１丁目16番14号　グリーンスプリングス203号、開始決定時大阪府池田市井口堂２丁目９番２―41号
破産者　桑原　　忍
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４０３号
大阪府寝屋川市香里南之町７番22号
破産者　桝屋　行男
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８７３号
大阪府松原市河合２丁目431番地の16、開始決定時の住所大阪府摂津市三島２丁目２番32―203号アルドーレ
破産者　本間　弥恵
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９４１号
大阪府枚方市新之栄町17番13号、前住所大阪府枚方市東山２丁目46番地の38
破産者　庄司　英雄
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０２１号
広島県尾道市因島土生町427番地２、開始決定時大阪府門真市堂山町５番８号
破産者　石井　達也
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２１９号
大阪市西淀川区御幣島２丁目10番４号
破産者　ダイムこと　高屋　陽二
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２６０号
大阪府吹田市片山町１丁目６番２号
破産者　久保　舜一
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２６５号
大阪市淀川区新高２―４―25　アメニティー新高一番館２Ｆ、住民票上の住所大阪府箕面市小野原東５丁目21番27号
破産者　山崎　厚季
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６１０号
大阪府交野市星田山手３丁目12番22号
破産者　大宮　力以
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８２７号
大阪府交野市藤が尾２丁目８番５棟501号、開始決定時大阪府八尾市渋川町３丁目６番５号
破産者　村川　弘子
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８９６号
奈良県橿原市東坊城町104番地の１　モアイーストⅠ205号
破産者　石井　久子
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０２号
大阪府高石市千代田６丁目５番19号、住民票上の住所堺市西区鳳北町４丁165番地
破産者　西井　　寿
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９４６号
大阪府南河内郡太子町太子602―10　テラス木曽和102、住民票上の住所兵庫県姫路市白浜町丙484番地53　ハーモニー三幸Ⅰ―206
破産者　岡本　康志
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
岡山県津山市小田中276番地
破産者　小貝　洋平
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第５１１号
広島市南区東雲１丁目10―13―203、住民票上の住所広島市東区馬木７丁目2369番地１
破産者　古川工務店こと　船川　義廣
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７２０号
広島市西区横川新町12―７―904、住民票上の住所広島市西区小河内町２丁目24番14―204号
破産者　荒川　真一
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４４号
北九州市若松区本町３丁目９番20号
破産者　廣村　　聡
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６０９号
北九州市小倉北区大手町５番23―303号
破産者　福島　俊男
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部